

守谷駅東口市有地利活用基本計画策定 ワークショップ

かわらばん

1. 第5回ワークショップが開催されました。

平成29年1月24日（火曜日）10時から12時まで守谷市役所3階の庁議室において、5名の参加者に参加頂き、2名の方が傍聴されているなかで第5回守谷駅東口市有地利活用基本計画策定に関するワークショップを開催しました。



第5回ワークショップの様子

2. ワークショップにおける意見交換の結果

第5回のワークショップでは、これまでのワークショップにおける意見交換の結果等を踏まえ、守谷駅東口市有地利活用基本計画をとりまとめるにあたり、守谷駅東口市有地利活用事業の事業計画のまとめ方及び事業化手続き、守谷駅東口市有地の利活用の試行の3点について意見交換を行いました。

（1）守谷駅東口市有地利活用事業の事業計画のまとめ方

守谷駅東口市有地利活用事業の事業計画については、これまでのワークショップにおける意見交換の結果等をふまえ、守谷市が守谷駅東口市有地利活用事業の実施を民間事業者等に委ねる官民連携事業として実施することとし、その官民連携事業の事業計画については実施方針を参考とした形式でまとめることとしました。（実施方針とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条に定める事業の実施に関する方針です。）

このまとめ方について、実施方針の他に当該実施方針をまとめた背景となる考え方を基本計画としてまとめて示すこと、実施方針の内容として、本事業を実施する民間事業者に求められる責任や能力等、必要最小限の公的財政負担を含めた市の関与、貸付料の考え方を含む市有地の貸付条件、民間事業者からの提案に対する評価選定方針などを明確に示すことなどの加筆修正等が必要である旨のご意見等を頂きました。

（２）守谷駅東口市有地利活用事業の事業化手続き

守谷駅東口市有地利活用事業の事業化手続きについては、守谷駅東口市有地利活用基本計画を策定後、当該基本計画に示された「守谷駅東口市有地利活用事業の実施に関する方針」（実施方針）を公表し、市民及び民間事業者等からの質問、意見及び提案等をふまえ、必要に応じて実施方針の内容を改善した上で、当該実施方針に従って民間事業者の募集及び選定を行うこととしました。

このような手続きとすることをふまえ、実施方針の内容について加筆修正するためのご意見等を頂いたところです。

（３）守谷駅東口市有地の利活用の試行

守谷駅東口市有地の利活用の試行については、３月２０日（祝日の月曜日）に守谷駅東口市有地においてイベントを開催する企画案を示しましたが、実施するとしても、今後につながるようにする観点から、日程、内容、方法等について改めて検討した方がよいとのご意見等を頂きました。

3. 今後の予定

今回（第５回）のワークショップにおける意見交換の結果をふまえ、守谷駅東口市有地利活用事業の実施に関する方針（案）（実施方針案）を含む守谷駅東口市有地利活用基本計画（案）を整理し、改めてワークショップの参加者に確認頂いた上で守谷駅東口市有地利活用基本計画としてとりまとめる予定です。

また、守谷駅東口市有地の利活用の試行についても、改めて検討の上、実施することを予定しています。

これらを進めるにあたり、必要に応じて、再度、ワークショップの参加者にお集まり頂く場合には、その開催予定を予め本ホームページに掲載します。

守谷駅東口市有地利活用構想の詳細は、以下のホームページよりご確認ください

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/project/shiyuuchi.html>

お問い合わせ先

守谷市総務部企画課 TEL：０２９７－４５－１１１１／FAX：０２９７－４５－６５２９